**平成２５年（フ）第８８８号**
和歌山県新宮市下田１丁目９番32号、申立時の住所大阪府東大阪市長瀬町１丁目１番30号
債務者　淺井　典夫
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１８６１号**
大阪市鶴見区横堤２丁目２番21号
債務者　中川　哲也
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３２２７号**
大阪府枚方市長尾家具町３丁目６番地の１309
債務者　吉田　健司
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３６０３号**
大阪市西成区天下茶屋東２丁目10番15号
債務者　大道しのぶ
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３６１２号**
大阪府東大阪市若江西新町１丁目５番45号シャトー新町101号
債務者　森本博章こと　森本　博昭
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３６２０号**
大阪市天王寺区味原町12番３号、事業所所在地大阪市天王寺区味原町12―１
債務者　サロン・ド・ミツイこと　岡本　千城
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３８２９号**
大阪市阿倍野区旭町３丁目３番７―1009号
債務者　岸本　正雄
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３８６３号**
大阪府寝屋川市萱島東３丁目４番５号
債務者　小川登美子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３８９５号**
大阪府東大阪市鴻池町１―28―36　湊方、住民票上の住所大阪府大東市諸福６丁目８番013号　福美荘15号
債務者　山下こと　山下　一郎
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３９０７号**
大阪市東成区大今里南３丁目９番18号
債務者　中井　正典
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４００４号**
大阪市淀川区木川西１丁目13番７号　淀川ハイツ102号
債務者　和泉　利子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４１３４号**
大阪府箕面市船場西２丁目22番24―211号
債務者　伊串　弘文
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４１７０号**
大阪府寝屋川市高宮栄町25番27号
債務者　成田　政司
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４１７１号**
大阪府東大阪市喜里川町11番１号
債務者　増井　智樹
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４１８０号**
大阪市北区中崎２丁目６番３号
債務者　福島　房子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４１８２号**
大阪府大東市深野５丁目22番３号　野崎スカイハイツ303号
債務者　髙松　節子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第９２８号**
愛知県半田市港町２丁目93番地の１
債務者　白沢　悦子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１８８号**
愛知県稲沢市氷室町郷内632番地
債務者　水谷　享子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部